

大分県自動車税種別割納税通知書広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分県が発付する自動車税種別割に係る納税通知書を封入する封筒（以下「納税通知書封筒」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告主等の制限)

第2条 広告主及び広告に掲載される者（以下「被広告掲載者」という。）が、次のいずれかに該当するときは、掲載しない。また、契約期間中に次のいずれかに該当するに至ったときも、同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規制される業種又は事業者
- (2) 消費者金融に係る業種又は事業者
- (3) たばこに係る業種又は事業者
- (4) 賭博・ギャンブル（宝くじに係るものを除く。）に係る業種又は事業者
- (5) 法律の定めのない医療類似行為に係る業種又は事業者
- (6) 法令、規則等に違反している業種又は事業者
- (7) 本人又は役員等（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与する者を含む。）が、大分県暴力団排除条例（平成22年大分県条例第33号）第7条に定める暴力団関係者にあたりと認められる事業者
- (8) その他、広告を掲載することが適当でないと認められる業種又は事業者

(広告内容の制限)

第3条 広告の内容が、次のいずれかに該当するときは、掲載しない。

- (1) 法令、規則等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの
- (6) 当該広告の内容について県が推奨しているなど、県民の誤解を招くもの又はそのおそれがあるもの
- (7) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第10条第2項に規定する公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準じる業界規制に違反するもの、又はこれらに照らし不適切な内容を含むもの
- (8) 公の選挙の事前運動に該当するもの又はそのおそれがあるもの
- (9) 第三者の著作権その他の財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (10) 青少年の健全な育成に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (11) 犯罪を誘発するもの又はそのおそれがあるもの

(12) 事実と異なる内容を含むもの

(13) その他、掲載する広告として適当でないと県が認めるもの

(広告の申込み)

第4条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、別に定める
広告掲載申込書（別紙1）を県に提出するものとする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載申込書に記載する広告掲載料は、別に定める。

2 広告掲載料は、広告の掲示費用（封筒への印刷費を含む。）とし、広告デザイン等
の広告作成に要する費用は広告主の負担とする。

(広告主の選定)

第6条 広告掲載希望者から第4条の規定による申込みがあったときは、第3条各号の
いずれにも該当しない広告を提出し、かつ、第2条各号のいずれにも該当しない者の
うち、申込価格が最も高いものを広告主として決定する。

ただし、大分県税を滞納している者、又は過去2年以内において大分県税の滞納処
分を受けた者は広告主及び被広告掲載者になれないものとする。

2 最高価格の広告掲載希望者が2者以上のときは、くじにより決定する。

3 前2項の規定による広告主の選定は、総務部税務課において行い、広告主を決定し
たときは、広告主決定通知書により通知する。

(広告原稿の提出)

第7条 広告主は、県が別に定める日までに、県に広告の原稿を提出しなければならない。
なお、広告には被広告掲載者の名称及び連絡先を表示しなければならない。

(広告内容の承認)

第8条 広告主は、掲載しようとする広告について、あらかじめ県の承認を受けなけれ
ばならない。

2 県は、前項の承認に当たり広告主が掲載しようとする当該広告の内容に訂正・削除
等が必要な場合は、広告主に依頼することとする。この場合において広告主は正当な
理由がある場合を除き、訂正・削除等に応じなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、納税通知書封筒に掲載する広告に関し必要な事
項は、県が別に定める。